

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習開催のご案内

平成 30 年 2 月
岐阜労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会岐阜県支部
(登録有効期間：平成 31 年 3 月 30 日)
【登録番号：第 50 号】

労働安全衛生法の規定に基づいて、事業者は軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、都道府県労働局長の登録を受けたものを行う技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっております。

当支部では、下記により標記技能講習を実施いたしますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 講習開催期間等

- * 講習日時 平成 30 年 4 月 10 日 (火) ～4 月 11 日 (水) (受付 1 日目 8 : 10 ～、2 日目 8 : 30 ～)
- * 講習会場 サンレイラ岐阜 (岐阜市藪田東 1-2-3)
- * 受付 平成 30 年 2 月 5 日 (月) ～ (ただし、定員 50 名になり次第締め切ります)

2. 受講資格

- * 木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に 3 年以上従事した経験を有する者。

【注意】上記の受講資格は、年少則の関連により「満 18 歳以上からの経験年数」となります。

- * 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上、上記の作業に従事した経験を有するもの。
- * 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第 1 条各号 (裏面参照) に掲げる者で当該訓練を修了した後 2 年以上、上記の作業に従事した経験を有するもの。

3. 受講料等

| 区分 | 受講料 | テキスト代 | 計 | 摘要 |
|------|---------|---------|----------|------------|
| 全科目 | 9,000 円 | 1,540 円 | 10,540 円 | |
| 一部免除 | 7,000 円 | 1,540 円 | 8,540 円 | 受講申込書裏面を参照 |

- * 建設業労働災害防止協会岐阜県支部 会員事業場の方は、テキスト代を「1,000 円」補助いたします。

4. 申込の方法

- * 受講申込書に所要事項を全て記入し、別紙「～受講申込みについて (注意事項) ～」を参照していただき必要書類に漏れがないようにして下記へお申込みください。
- * 受講料等は申込み受付後、請求書をお送りいたしますので、講習日の 1 週間前までに納付してください。
- * 一部免除に該当する方は申込の際にその証明書の写しを添付して下さい。(添付がない場合は、一部免除の取扱いを行いません。)

5. その他

- ①申込み・問合せ……〒500-8382 岐阜市藪田東 1-2-2 建設会館 2 階
建設業労働災害防止協会 岐阜県支部 TEL (058) 276-3743
- ②受講料等の振込先……十六銀行県庁支店 普通預金 No. 395628
口座名：建設業労働災害防止協会岐阜県支部
- ③ご都合により受講されない場合でも受講料はお返しできません。
- ④講習当日には、筆記用具 (HB の鉛筆、消しゴム) を必ず持参して下さい。
- ⑤講習終了後、修了試験を行います。

【欠席や遅刻した場合の対応について】

1 遅刻や途中で退場された場合は、再受講していただきます。

(遅刻)：30分以上遅刻された方は、受講することができません。

(上記の場合、再受講となり受講料も再度必要となりますので、ご注意願います。)

30分以内の場合は、遅れた時間分の補講を行っていただきます。

(途中退場)：「欠席」扱いとさせていただきます。(受講料、テキスト代の返金はいりません。)

2 道路事情、交通機関等の理由により、多くの受講生が遅刻するような事態が発生した場合は、開始時刻を遅らせるなどの時間帯の調整を行います。

◎ 受講の一部免除

| 区分 | 受講の一部免除を受けることができる者 | 受講免除科目 |
|----|--|---|
| イ | <ol style="list-style-type: none"> 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 | 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識 |
| ロ | <ol style="list-style-type: none"> 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者(下記参照※1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(とび科の訓練を修了したものにあっては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあっては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者 | 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 |
| ハ | 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種にかかる職業訓練指導員免許を受けた者 | 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識 |

(※1)

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程

第1条

1. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者
2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住環境科の訓練を修了した者
3. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。(とび科の訓練を修了したものにあっては当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあっては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。)
4. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
5. 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
6. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科もしくはプレハブ建築科の訓練を修了した者(とび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者及びとび科の訓練を修了した者にあってはこれらの訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者及びプレハブ建築科の訓練を修了した者にあってはこれらの訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。)

建設労働者確保育成助成金制度のご案内（予定）

（なお、本制度を活用する場合は岐阜労働局助成金センター又は各ハローワークにて十分ご確認のうえ、手続きをお進めください。）

【平成 30 年度】

- ①. 中小建設事業主（雇用保険料率が 1000 分の 12）が、雇用する労働者（雇用保険被保険者であること）を本技能講習に受講させた場合、受講料や賃金の一部が助成される「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。

＜「建設の事業」における雇用保険料率は平成 28 年度が 1000 分の 14＞

＜技能講習等のお申込時にご留意いただきたい点＞

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する技能講習等は、**事前**（技能講習等を開始する日の原則 **2 ヶ月前から 1 週間前まで**）に建設労働者確保育成助成金計画届等の提出が必要となります。
- ・ 計画届は各社で作成していただき管轄のハローワーク（又はハローワーク岐阜管轄の方は助成金センター）へ持参により提出していただきますようお願いいたします。

【厚生労働省 HP アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

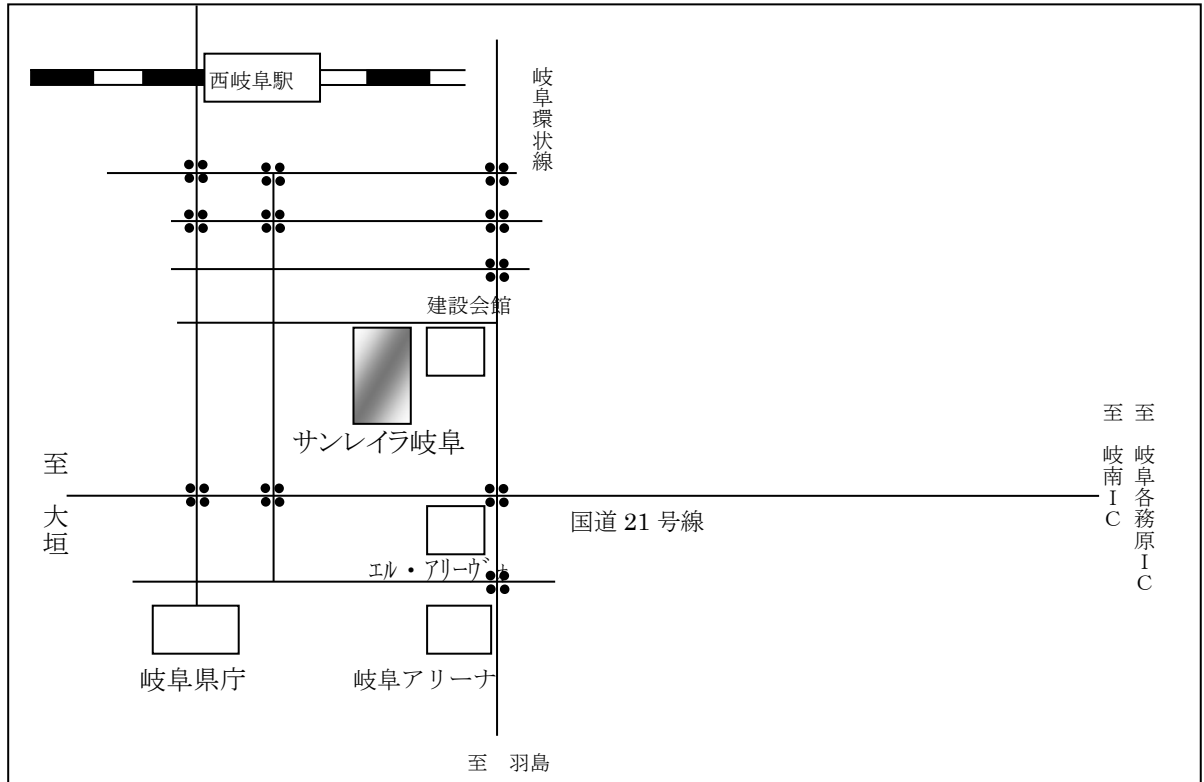
(会場)

☆ 駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

お車で、ご来場される場合はサンレイラ岐阜南側駐車場をご利用いただきますようご協力をお願いいたします。(サンレイラ岐阜と岐阜ハウジングギャラリー県庁前の間となります。)

☆ サンレイラ岐阜正面又は、北側に駐車いただくと、お車の移動をお願いする場合がございます。

☆ 駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。



木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

| | | | | |
|--|---|--------------------------|-------|--|
| 講習希望日 | 平成 30年 4月 10日 ~ 11日 開催分 | | | |
| フリガナ | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 (満 才) | | | |
| 現住所 | 〒□□□-□□□□ | | | |
| 当該業務の 経験年数 | 自 昭和・平成 年 月 (年 ヶ月) 至 昭和・平成 年 月 | | | |
| 受講資格に 必要な学歴 (上記の業務経験が2 年以上3年未満の方の みご記入ください。) | 卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。 | | | |
| | 最終学校 <small>(学校教育法による学校)</small> | () 大学・短大 高校・高専 (5年制) | | |
| | | 学科名 () 科卒業 | | |
| | | 卒業年月 (昭和・平成 年 月) | | |
| 所 属 | 所在地 | 〒□□□-□□□□ | | |
| | 事業場名 | 岐阜県支部会員・非会員別 | | |
| | | 会 員 | 非 会 員 | |
| 電話番号 | () - | 担当者名 | | |
| 事業主証明 (必須) | 上記の者は、当社従業員であり当該業務の経験年数に相違ないことを証明します。 | | | |
| | 印 | | | |
| 講習の一部免除 | イ | ロ | ハ | 技能講習受講料の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面を申込時に添付すること |
| | 個人情報の取扱いについて 本申込用紙にて当支部に提供していただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。 | | | |

※ 本申込書を郵送又は持参される際は、別紙「受講申込みについて (注意事項)」をご参照いただき、必要書類に漏れがないようにしてください。

平成 年 月 日 申請者 印
建設業労働災害防止協会岐阜県支部 殿 (受講者本人)

写 真

全面のり付けし
貼付して下さい

デジタルカメラ
写真不可
3.0cm×2.5cm

| | |
|------|-----|
| 受講番号 | NO. |
|------|-----|

～ 受講申込みについて（注意事項） ～

- 本技能講習の申込みに際し、下記書類を必ずご用意ください。
- 書類に不備がありますと受付することができませんので、ご注意ください。

【必要な書類】

①. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 事業主証明は、必ず代表社印の押印をお願いします。
- ・ 個人事業主の方は、第三者（同業他社）の証明が必要となります。
- ・ 当該業務の経験年数が、2年以上3年未満の場合は、「卒業証書（写）又は卒業証明書」並びに「単位取得証明書」の2種類を提出してください。

②. 証明写真 1枚（縦3.0cm×横2.5cm）

- ・ 写真裏面には、氏名並びに会社名を記入してください。
- ・ 写真は、「無帽、正面、上半身、背景無地のもの」とします。
- ・ デジタルカメラ写真不可。
- ・ サングラス不可。

③. 本人確認書類

氏名、生年月日を公的に証明する書類として下記のいずれかを添付してください。

1. 運転免許証（写）
2. 健康保険証（写）
3. 登録教習機関発行の各種技能講習等修了証等（写）
4. 官公庁発行の各種免許等
5. パスポート（写）
6. 在留カード（写）

出席確認 (※)

| | 1 日目 | 2 日目 |
|----|------|------|
| 午前 | | |
| 午後 | | |

<注意>

※ 全科目受講者は、全時間（2日間）出席となります。

（1日目の関係法令は2日目に行います。）

※ 一部受講免除者は、「1日目」のみの受講となります。（1日目の最終に修了試験あり）